

平成18年12月定例会会議録（第3号）

平成18年12月14日 木曜日 午前10時00分開議

大 沼 久 議 長 蒲 生 光 男 副議長

出席議員（19名）

1 番 我 妻 昇 議員	4 番 谷 口 栄 子 議員
5 番 佐々木 謙 二 議員	6 番 安 部 隆 議員
7 番 町 田 義 昭 議員	8 番 鳥 谷 政 一 議員
9 番 蒲 生 光 男 議員	10 番 洪 谷 佐 輔 議員
11 番 高 橋 孝 夫 議員	12 番 鈴 木 武 次 議員
13 番 小 関 勝 助 議員	14 番 鈴 木 良 雄 議員
15 番 鈴 木 小 市 議員	16 番 藤 原 民 夫 議員
17 番 蒲 生 吉 夫 議員	18 番 佐々木 榮 七 議員
19 番 島 田 友 市 議員	20 番 鈴 木 新 助 議員
21 番 大 沼 久 議員	

+

欠席議員（0名）

欠 員（2名）

説明のため出席した者

目 黒 栄 樹 市 長	長谷部 宇 一 助 役
	総務課長兼選挙管
平 進 介 理委員会事務局長	松 本 弘 財 政 課 長
松 木 幸 嗣 企画調整課長	中 井 晃 税 務 課 長
小 泉 良 一 市民課長	船 山 祐 子 健 康 課 長
平 英 一 福祉事務所長	高 橋 信 夫 会 計 課 長
金 田 寿 一 消防主幹	飯 田 武 志 監 査 委 員
田 中 勝 男 教育委員長	大 滝 昌 利 教 育 長
安 部 嘉 徳 選挙管理委員会委員長	小 関 秀 一 農 業 委 員 会 会 長

梅 津 和 士	農 林 課 長	齋 藤 理 喜 夫	商 工 観 光 課 長
浅 野 敏 明	建 設 課 長	梅 津 敏 昭	管 理 課 長
那 須 宗 一	文 化 生 涯 学 習 課 長	遠 藤 正 明	農 業 委 員 会 事 務 局 長
鈴 木 要 一 郎	水 道 事 業 所 長	堀 邦 夫	学 校 給 食 共 同 調 理 場 長
沼 澤 厚 子	監 査 委 員 事 務 局 長		

事 務 局 職 員 出 席 者

佐 藤 仁	議 会 事 務 局 長	児 玉 行 宏	補 佐
五十嵐 恵美子	庶 務 係 長	塚 田 知 広	主 事

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 1 8 年 1 2 月 1 4 日 木 曜 日 午 前 1 0 時 0 0 分 開 議

- | | | | |
|---------|-----------|--|---------------------|
| 日程第 1 | 議案第 7 4 号 | 長井市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
の設定について | (質 疑 、 討 論 、 表 決) |
| 日程第 2 | 議案第 7 2 号 | 山形県後期高齢者医療広域連合の設立について | (") |
| 日程第 3 | 議案第 7 3 号 | 置賜広域病院組合規約の一部変更について | (") |
| 日程第 4 | 議案第 7 5 号 | 長井市地域生活支援事業負担金徴収条例の設定について | (") |
| 日程第 5 | 議案第 7 7 号 | 長井市長寿祝金支給に関する条例の一部を改正する条例の制定
について | (") |
| 日程第 6 | 議案第 8 1 号 | 長井市保育所設置条例を廃止する条例の設定について | (") |
| 日程第 7 | 議案第 7 6 号 | 長井市誘致企業基金条例の一部を改正する条例の制定について | (") |
| 日程第 8 | 議案第 7 8 号 | 長井市下水道条例及び長井市農業集落排水処理施設の設置及び
管理等に関する条例の一部を改正する条例の設定について | (") |
| 日程第 9 | 議案第 7 9 号 | 長井市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について | (") |
| 日程第 1 0 | 請願第 5 号 | 長井市木材製品利用住宅建築奨励助成金制度の創設について | (") |
| 日程第 1 1 | 議案第 8 2 号 | 平成 1 8 年度長井市一般会計補正予算第 4 号 | (") |
| 日程第 1 2 | 議案第 8 3 号 | 平成 1 8 年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第 2 号 | |

- 日程第 1 3 議案第 8 4 号 平成 1 8 年度長井市水道事業会計補正予算第 3 号 (")
- 日程第 1 4 議案第 6 号 療養病床の廃止・削減計画の中止を求める意見書の提出について (")
- 日程第 1 5 議案第 7 号 リハビリテーション日数制限の撤廃を求める意見書の提出について (")
- 日程第 1 6 議案第 8 号 医師・看護職員確保対策の充実強化を求める意見書の提出について (")

本日の会議に付した事件

議事日程（第 3 号）に同じ

+

○大沼 久議長 おはようございます。

会議に先立ちまして、市長より行政報告をしたい旨の申し出がありますので、これを受けることといたします。

目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 おはようございます。

行政報告を申し上げます。

昨日の12月の13日午後8時ごろ、成田工業団地内のカワイ化工から測量機材用の塗装廃液が排水されました。工業団地内の排水路を經由して最上川、草岡川に廃液が流出をしました。塗料の商品名は彩水ダイヤトーン上塗り塗料クラウデホワイトで、成分はエーテル、二酸化チタン、放水量は1.35立方メートルであります。成分は水質汚濁防止法による排水基準に指定されている物質ではありませんし、毒性が確認をされておりませんが、念のため、最上川中流の山形市内への水道水を供給する見崎浄水場の取水を本日午前6時から停止をしております。なお本日、置賜総合支庁環境課で責任者を呼んで、厳しく指導をすることになっております。

周辺の皆様にご不安を与え、ご迷惑をおかけしますことをおわびを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○大沼 久議長 行政報告が終わりました。

開 議

○大沼 久議長 これより本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員は、ございません。

よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

なお、米沢日報記者からカメラ使用についての申請があり、許可いたしましたので、ご報告いたします。

本日の会議は、配付しております議事日程第3号をもって進めます。

ここで、本日の会議の運営について、議会運営委員会の報告を求めます。

鈴木武次議会運営委員長。

(鈴木武次議会運営委員長登壇)

○鈴木武次議会運営委員長 おはようございます。

本日の本会議運営について、先ほど議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

初めに、11月30日の本会議において各委員会に付託されました議案等の審査の結果であります。各常任委員長、予算特別委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、表決を行うことといたします。なお、議案第72号及び議案第81号に反対1名の討論の通告がなされております。

次に、本日追加されます議案について申し上げます。追加議案は、議事日程第3号のとおり、議会案3件であります。追加議案の審議につきましては、付託議案の表決終了後に議長より委員会付託を省略し、全員による審議を諮っていただき、決定後、提案説明、質疑、討論、表決の順で審議くださるようお願いいたします。

全議案の審議終了後、市長並びに助役、議長からあいさつを受けて、定例会を閉会とすることといたします。

以上、本日の本会議の運営につきまして、議会運営委員会において協議、決定いたしましたので、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

○大沼 久議長 お諮りいたします。本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、配付しております議事日程第3号をもって進めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

それでは、直ちに本日の会議に入ります。

日程第1 議案第74号 長井市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の設定について外 12件

○大沼 久議長 日程第1、議案第74号 長井市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の設定についてから日程第13、議案第84号 平成18年度長井市水道事業会計補正予算第3号までの13件を一括議題といたします。

総務・文教常任委員会報告

○大沼 久議長 初めに、総務・文教常任委員会の審査の報告を求めます。

安部 隆総務・文教常任委員長。

(安部 隆総務・文教常任委員長登壇)

○安部 隆総務・文教常任委員長 おはようございます。

平成18年第5回市議会定例会において、総務・文教常任委員会に付託になりました議案1件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る12月6日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第74号 長井市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、市の機関にかかわる申請、届け出、その他の手続等に関し、情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通事項を定めるため提案されたものであ

ります。

審査に当たり、企画調整課長より、この電子申請システムは各種申請手続業務をオンライン化し、24時間いつでもインターネットを使用し申請や届け出ができるよう条例、規則で共通事項を定め、住民サービスの向上、行政運営の簡素化、効率化を図るため、平成19年3月1日から県内35市町村が一斉にスタートさせるものである。条例については県の条文と調整を行い、施行規則については総務省の省令を参考に作成したものであるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、このシステムを利用し、どんな申請ができるのか、また、その中で何が最も利用が多いと予測しているのかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、現在、山形市が中心となり約100項目の対象業務について可能かどうか最終調整を行っているという。利用頻度が高いのは、給与支払い証明書や住民票の写し、健康保険の現況届等ではないかと考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは住基カード、ICカードリーダーライターをそろえるとどれぐらい経費がかかるのか、公共施設などでパソコンを設置しているところにもリーダーライターを置く予定はないのかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、住基カードは500円で作成できるが、利用するには電子証明が必要となるためプラス500円の手数料が必要となる。リーダーライターはメーカーによって異なるが、5,000円ぐらいで購入できると聞いている。地区公民館での利用や複合化、多目的利用化の検討等は、システムが稼働すれば利用状況もわかると思うので、その状況を見ながら判断し、上司と相談し進めていきたいと思っているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、必ず更新が必要となっ